

# 児童虐待対応における司法関与に関する意見書

2017年（平成29年）1月20日

日本弁護士連合会

## 第1 はじめに

本意見書は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局に設置された「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）が平成29年1月に取りまとめた「児童虐待対応における司法関与の在り方について（これまでの議論の整理）」（以下「整理」という。）に対し、当連合会の意見を簡潔に述べるものである。時間的な制約のため、全ての論点について網羅的に述べるものではない。

児童虐待対応において司法も一定の役割を果たしていくことは重要であり、そのことは、当連合会もこれまでの意見書<sup>1</sup>において述べてきたとおりである。この意味で、検討会が司法審査を積極的に取り入れることの是非を議論したことについては評価できる。

しかしながら、具体的な制度設計においては、我が国における司法と行政の役割分担にも配慮しつつ、また、児童相談所が司法審査への対応について過度の負担を負う結果、そのケースワーク機能が阻害されることのないように、制度を導入する目的に適うよう慎重に要件や手続を組み立てていく必要がある。また、実際に申立てを行う児童相談所や、審理を担当する裁判所の体制整備も欠くことのできない前提条件である。

ところが、公表されている検討会の議論では、基礎となる立法事実、制度の成否を左右する要件や手続についても十分な議論ができたとは言えない状況であった。

そこで、本意見書では、「整理」に示された「提案された対応案」について、これを導入する際に検討すべき体制整備、要件、手続等の課題について、意見を述べるものである。

## 第2 一時保護

- |                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 一時保護に司法審査を導入するという方向性は支持できる。</li><li>2 実際の導入に当たっては、児童虐待防止・児童の救済に支障が出たり、児</li></ol> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

<sup>1</sup> 平成15年5月30日付け「児童虐待防止法制における子どもの人権保障と法的介入に関する意見書—児童虐待防止法等の見直しにあたって—」、平成21年9月18日付け「児童虐待防止のための親権制度見直しに関する意見書」など。

童相談所のケースワーク機能が阻害されることのないように、児童相談所及び家庭裁判所の体制整備、児童相談所の調査権限の強化が不可欠の前提である。また、立法趣旨を明確にした上で、一時保護の要件や手続の検討が不可欠である。

3 一時保護に対する司法審査は原則として事後審査であるべきである。

(意見の理由)

## 1 「整理」の概要

「整理」は、「提案された対応案」として、一時保護を開始する際に、家庭裁判所が一定期間内に速やかに又は事前に必要性を審査する制度の導入を目指すことが求められるとした上で、第一段階として、一時保護が親権者等の意に反して一定期間を超えて行われる場合に、司法審査を導入することが考えられるとしている。

## 2 意見

### (1) 概要

当連合会は、平成15年5月30日付け「児童虐待防止法制における子どもの人権保障と法的介入に関する意見書－児童虐待防止法等の見直しにあたって－」において、一時保護に事後的な司法審査を導入すべきであるとの意見を述べた。これは一時保護が親権者や保護者の権利の重大な制限につながる可能性があるからであり、この点について一定期間を超えて行われる場合に司法審査を導入することとした「整理」の方向性は支持できる。

しかしながら、司法審査を導入した場合、それが事後的なものであっても、児童相談所は相当数の一時保護に関して証拠資料を収集し、裁判所に申立てをしなければならず、一方、家庭裁判所も同様に一時保護の審理に対応しなければならない。そのように考えると、司法審査の導入という方向性は基本的に正しいとしても、実際の導入に当たり児童相談所及び家庭裁判所の体制整備が不可欠の前提とされなければならない。また、児童相談所が十分な証拠を収集できるよう法的権限を整備する必要もある。また、当然のことながら、立法趣旨を明確にした上で、それに適合する一時保護及びその司法審査の要件や手続を定める必要もある。<sup>2</sup>

<sup>2</sup> 厚生労働省が設置した社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会は、平成23年9月、その報告書において、「一時保護について司法関与を強化することは、現状においては相当でないと考えられる。」との結論を明らかにした。これを受けて、政府は、親権者等の意に反して一時保護を2か月を超えて継続するときは「都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない」とする児童福祉法33条5項を新設した。司法審査を導入するに当たっては、同条項との関係について

## (2) 児童相談所の体制整備

検討会は平成28年9月から10月にかけて全国209か所の児童相談所にアンケート調査を実施した（回収率は100%）。これによれば、一時保護に司法審査を導入することについて、必要だと考える児童相談所は35%であり（必要ないと考える児童相談所が36%、その他が28%）、仮に司法審査を導入するにしても、児童相談所における体制整備が必要と考える児童相談所が89%に上った。

この調査結果から、児童相談所の現場では司法審査に期待する声は少数であり、少なくとも圧倒的多数は児童相談所における体制整備が大前提であると考えていることが明らかとなった。

児童相談所の現場を顧みれば、増え続ける児童虐待への対応に追いついていない状況は誰の目にも明らかである。平成27年度の児童虐待相談対応件数と児童福祉司数を見ると、平成11年度と比べて児童虐待相談対応件数は8.88倍<sup>3</sup>に急増しているのに対し、児童福祉司数は2.39倍<sup>4</sup>の増加にとどまっている。

総務省が平成24年1月に公表した「児童虐待の防止等に関する政策評価書」によれば、児童福祉司の62.6%は、一人の児童福祉司が担当する妥当な児童虐待の件数は「10件未満」又は「10件以上20件未満」と答えていたのに、実際に担当している件数は30件を超えていた。経験年数の点でも、6割近い児童福祉司が3年未満の経験しか持たない実情が浮き彫りになった。バーンアウト（過労や徒労感で精神的・身体的に燃え尽きてしまうこと）も依然深刻な問題である。

厚生労働省は、平成28年児童福祉法改正を受けて、児童福祉司の配置標準を改め、それまで人口6万人に1人以上としていたものを、人口4万人に1人以上とした上で、特に児童虐待件数の多い児童相談所には加配する方針を打ち出した。しかし、実際には経過措置により、それが実現するのは早くても平成31年4月以降となる見込みであり、もとよりその時点での児童虐待の件数がいったいどれ程になっているのか予測することは難しい。

したがって、一時保護に関して司法審査を導入するのであれば、児童相

---

て、明確にする必要がある。

<sup>3</sup> 厚生労働省「福祉行政報告例」より

<sup>4</sup> 社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 第2回新たな児童虐待防止システム構築検討ワーキンググループ」資料9より

談所の体制整備は避けられない。単に人数を増やせばよいわけではなく、子どもの福祉を担うにふさわしい専門性を持った者を増やさなければならない。また、司法審査を導入・実施するには、児童相談所についての弁護士関わりを今以上に確保することが不可欠であるところ、全国的に見ればまだ不足していると言わざるを得ず、平成28年児童福祉法改正に基づく児童相談所への弁護士配置等を更に推進することも含め、子どもの福祉に詳しい弁護士が一層深く児童相談所と連携していく必要がある。司法審査に対応できるだけの体制については、何よりも児童相談所の現場から広く意見を聴取する一方、改めて実態調査も実施するなどして判断することが必要である。

### (3) 家庭裁判所の体制整備

一時保護に司法審査を導入するに当たって家庭裁判所の体制整備も必要であることは、「整理」も認めるところである。具体的にどの程度の体制整備が必要であるかについては、審理されるべき一時保護の件数や、審理手続の軽重（臨検捜索の許可状の審査のように親権者等の意見を聴かず、迅速に結論を出す手続とするのか、児童福祉法28条の申立てのように家事事件手続法別表第一の手続によるのか、不服申立てをどうするのかなど。）によっても異なるものと思われるが、その際、裁判所の対応態勢強化の現実的可能性をも十分踏まえた上で、検討することが必要である。

### (4) 児童相談所の調査権限

一時保護に司法審査を導入するとした場合、児童相談所は裁判所を説得するに足りる十分な証拠資料を収集する必要がある。しかし、現行法において児童相談所には一般的な調査権限（第三者に対し資料や情報の提供を義務付ける根拠となる権限）を認める規定がなく、要保護児童対策地域協議会を通じた情報収集を定める児童福祉法25条の2第2項及び同25条の3も協力要請の域にとどまるものであるし、地方公共団体や医療、教育、福祉に関する機関からの情報収集を定める児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）13条の4も、関係機関が児童相談所等から情報提供を求められた場合、一定の要件を満たせば「提供することができる」と定めるに過ぎない。

逮捕令状や勾留状を請求する捜査機関を見ると、任意捜査に関して刑事訴訟法197条1項、2項があり（前者は取調べ、後者は公務所や公私の団体に対する照会を定めている。）、更に強制捜査として捜索、差押え、検証などの方法が与えられている（刑事訴訟法218条1項）。これに対

し、児童相談所にはこのような権限は与えられていない<sup>5</sup>。

児童相談所の調査権限については、以前から全国児童相談所長会も厚生労働省に対して調査権限の規定を設けることを求めており、検討会でもこの問題点が改めて指摘されたところであるが<sup>6</sup>、いまだに実現されていない。児童相談所の調査権限を強化し証拠資料収集能力が高まらなければ、必要な証拠資料を十分に集めることが困難であり、結果的に、子どもの安全確保に支障を来すおそれも否定できない。

#### (5) 要件及び手続

「整理」は、司法審査について、親権者等の意に反して一時保護を一定期間を超えて行う場合に司法審査を導入するとだけ述べており、具体的な要件や手続については明らかにしていない。司法審査の導入そのものについては、前述のとおりその意義は大きいと評価できるが、要件や手続の定め方によっては制度の在り方が大きく変わり、児童虐待防止・児童の救済の円滑な実施にもとる結果を招来しかねないところ、検討会ではこの点に関する具体的な議論はほとんどなされなかった。そこで、現時点において考えられる制度設計の課題を指摘する。もっとも、今後更に課題を指摘し意見を述べる可能性があることを留保する。

少なくとも、制度化するには、次のような課題があるものと考えられる。

第一に、司法関与の強化による児童相談所の負担が過重となる結果、児童相談所のケースワークが疎かになることのないように配慮する必要がある。この点は児童相談所の体制整備で解決できる問題もあるが、要件及び手続を検討する際にも、この視点を踏まえることを忘れてはならない。

第二に、「親権者等の意に反する場合」に司法審査を実施するというが、現実には曖昧で、時期によっても揺れる親権者等の意思を、誰がどのように確定していくのかが問題になる。また、例えば当初、一時保護が親権者等の意に反していなかったのに、途中で親権者等が翻意した場合の取扱いについても問題になる。

第三に、要件を定めるには、一時保護が児童虐待のみならず少年非行や親の養育困難、短期的な入所指導など様々な目的で利用されていることを

---

<sup>5</sup> 児童虐待防止法9条の3は臨検捜索について定めているが、これは実質的に児童の安全確認を目的とするものであるため、児童の住所又は居所でしか実施できず、調査又は質問はできるとあるが、押収など証拠の収集に関する定めはない。

<sup>6</sup> 平成28年8月31日に実施された第2回検討会において、全国児童相談所長会会長の桜山豊夫氏は、「一時保護に司法の関与を求めるのであれば、児童相談所や家庭裁判所の体制強化、児童相談所への調査権の付与や、家庭裁判所が判断できるような一時保護の要件の明確化など、検討すべき課題は多々あると思います。時間をかけて整理、検討すべき課題と考えます。」と述べた。

踏まえなければならない。また、子どもが虐待を受けていることがうかがわれても、子どもの恐怖心が拭えず、なかなか事実関係が明らかにならない場合も少なくなく（特に、性的虐待については、事実関係の開示まで相当の時間を要することがある。）、どのような要件を設ければ、そのような事例でも適切に保護ができるかを検討する必要がある。

「整理」のように一時保護の延長に関する司法審査について要件を定める場合、単に延長の正当性のみを要件とするのか、それとも一時保護そのものの正当性も要件とするのかという問題もある。

具体的な場面を想定すると、例えば、児童相談所が児童福祉法28条の申立てを予定しているものの、重要になる医師からの意見書が間に合っていない場合、そのような理由で一時保護の延長が認められるのか。その他のような理由があれば一時保護の延長が認められるのかについて、具体例をある程度想定しつつ検討されなければならない。

第四に、手続については、逮捕状の請求のように、親権者等の意見を聴かず、数時間で終わるような手続を想定するのか、家事事件手続法別表第一の手続又はそれに類似する手続によるのか、それとも全く異なる手続を創設するのが問題になる。いずれの場合についても、不服申立てをどうするのか、取消訴訟との関係をどう考えるのか、といった問題もある。

第五に、2か月を超えて一時保護を継続する場合に司法審査を導入するとした場合、多くの場合は、児童相談所はまもなく児童福祉法28条の申立てなどの別手続を予定しているものと考えられる。そのような場合には、一時保護の司法審査をした直後に、あるいは司法審査の最中に、別手続が始まることも想定され、双方の手続の調整をどうするかという問題もある。

#### (6) 事前審査について

最後に、「整理」が、将来的には司法による事前審査を原則とする制度をも想定しているようにうかがわれるので、その点について述べる。

一時保護を実施すべきケースの中には、虐待により子どもの生命又は身体に具体的な危険が及んでいると思われるケースも相当数ある。そのような場合、何をおいても直ちに一時保護を実施すべきであることは言うまでもない。ここで事前の司法審査を要求するとなれば、一時保護が遅れ、その結果、子どもの最善の利益が損なわれることになる。

この点、事前審査を原則としつつ、緊急性がある場合には事後審査を許容する立場もあるようである。しかしながら、何をもって緊急性があると思なすのかが明らかではなく、児童相談所としては後に一時保護が違法と

されることをおそれ、何とか事前審査を求めようとする可能性があり、その結果、やはり保護が遅れるおそれは否定できない。

外国の例を見ても、主要先進国においては保護の実施の後、一定期間内に司法審査を義務付けている例があるが、保護に先立ち事前審査を義務付けている例は見当たらないようである。

したがって、子どもの最善の利益の観点から、一時保護の事前審査を原則とする制度は相当ではない。

### 第3 保護者指導

- 1 現行制度の活用の徹底を図るという方針については賛成である。
- 2 司法関与の導入に当たっては、多様性のある具体的な指導プログラムを家庭裁判所が適切に作成できるのか、行政と司法の役割分担に照らし、本来行政をチェックすべき司法が自ら具体的な指導に関して命令を発することが適切か、そもそも児童相談所の指導に従わない保護者が家庭裁判所の命令に従うのかといった点について、十分な議論が尽くされる必要がある。
- 3 実効性の確保のために保護者が家庭裁判所の命令に従わない場合に直ちに一時保護を行うとの制度案は、一時保護の趣旨から大きく外れており賛成できない。

(意見の理由)

#### 1 「整理」の概要

「整理」は、「提案された対応案」として、保護者指導（「整理」は裁判所命令と表記している。）に関して、現行制度の活用の徹底を図るとした上で、司法関与としては、保護者指導が親権行使の態様への介入に該当するような場合に家庭裁判所が関与する仕組みや、児童福祉法28条の審査の前段階に家庭裁判所が関与する仕組みなどが考えられるとしている。

#### 2 意見

##### (1) 当連合会のこれまでの見解

当連合会は、平成15年5月30日付け「児童虐待防止法制における子どもの人権保障と法的介入に関する意見書—児童虐待防止法等の見直しにあたって—」において、裁判所が親に対する支援指導として、一定の作為不作為を命令あるいは勧告する制度を導入することを提言した。

また、平成21年9月18日付け「児童虐待防止のための親権制度見直しに関する意見書」において、児童福祉法28条6項（現行の5項）を改正し、家庭裁判所が親に対し直接指導を行えるように改めるとともに、一

時保護の司法審査を導入する場合には、その際にも同様の指導を行えるようにすることを提言した。

しかしながら、法務省が平成21年に設置した児童虐待防止のための親権制度研究会において、多様性のある具体的な指導プログラムの適否を家庭裁判所が適切に判断できるのか、行政と司法の役割分担に照らし、本来行政をチェックすべき司法が自ら具体的な指導に関して命令を発することが適切か、そもそも児童相談所の指導に従わない保護者が家庭裁判所の命令に従うのかといった疑問が示され、これに対する有効な反論に至らず、結局、研究会の報告書を踏まえた厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会は、保護者指導に司法関与を導入することを見送り、児童福祉法28条5項に基づく児童相談所宛ての指導勧告書の写しを保護者にも送付するなど、運用面での工夫を図ることとした。

## (2) 現行制度の活用の徹底について

「整理」は、保護者指導の実効性を高めるため、「まずは、福祉・医療・教育等の諸機関の連携を通じた適切な保護者支援の実施や、児童虐待防止法第11条第4項に基づき、指導・勧告に従わない場合には、一時保護等を行うなど、現行制度の活用の徹底を図るなどの取組を行う。」としている。この点については賛成である。

## (3) 親権行使の態様への介入に該当する場合の家庭裁判所の関与

当連合会が保護者指導に対する司法関与に前向きな意見を述べてきたことは既に紹介したとおりであるが、一方で、克服すべき課題が指摘されていたことも述べたとおりであり、検討会における議論を見ても、いまだこれらの課題を克服するには至っていないように思われる。

また、検討会の実施したアンケート調査結果によれば、運用面での工夫として導入されている児童相談所宛ての指導勧告書の写しを裁判所が直接保護者に送付することが、保護者に指導を受けさせるに当たって有効かという問いに対し、69%の児童相談所が有効と思うと回答している。児童虐待防止法11条3項は、保護者が児童相談所の指導に従わないときは、都道府県知事が保護者に対し指導に従うよう勧告できる規定を置いているが、その利用が少ない理由について、83%の児童相談所が、そのような勧告が必要となる事例がそもそも多くないと答えている。このように、児童相談所の現場において保護者指導の実効性がそれほど問題とされていないようにうかがえるのは、実際には家庭裁判所は児童福祉法28条の審判



等において、保護者が児童相談所の指導に従っているかどうかを考慮していることが背景にあるものと考えられる（児童福祉法28条4項は、同条1項1号及び2号ただし書並びに2項ただし書の審理において、家庭裁判所は都道府県（児童相談所）に対し指導措置に関し報告及び意見を求めることができることとしており、審判に当たって指導措置に従っているかどうかを考慮することが予定されている。）。

なお、検討会の議論においては、主に子どもが在宅の場合を想定して保護者指導に司法関与を導入した場合、その実効性を高めるため、指導に関し裁判所が命令を発したにもかかわらず、保護者がそれに従わないときは、直ちに一時保護をするべきとする意見も述べられている。しかし、一時保護は子どもにとって必要であるから実施されるべきものであって、保護者に対する制裁として実施されるべきものではないから、賛成できない。

#### (4) 児童福祉法28条の審査の前段階における家庭裁判所の関与

「整理」は、児童福祉法28条における家庭裁判所の審査の前段階として、家庭裁判所が関与する仕組みも考えられるとしているが、まだ想定される制度の概要すら明らかになっておらず、現時点においてこの構想に意見を述べることは難しい。

いずれにしても、保護者指導に司法関与を導入する件については、先に述べたとおり克服すべき課題が残っていると考えられるため、十分な調査や議論によってそれらの課題を克服することが先決であると考えられる。

### 第4 面会通信制限・接近禁止命令

- 1 面会通信制限への司法関与の導入に当たっては、その必要性を検討する必要があるとともに、虐待事案における面会交流の在り方についての十分な調査及び研究を踏まえて行う必要がある。
- 2 接近禁止命令への司法関与の導入は支持できるが、その制度設計や要件について十分検討する必要がある。
- 3 接近禁止命令の対象範囲を一時保護やいわゆる同意入所の場合に拡大することについては賛成である。

(意見の理由)

#### 1 「整理」の概要

「整理」は、「提案された対応案」として、面会通信制限及び接近禁止命令に関して、これらは親権者等の行動の自由の制限を伴うことから、手続適正性の確保のため司法関与を強化することが考えられるとし、さらに、

接近禁止命令の対象範囲を，一時保護やいわゆる同意入所の場合に拡大することが考えられるとしている。

## 2 意見

### (1) 当連合会のこれまでの見解

当連合会は，平成21年の意見書において，接近禁止命令が可能となる範囲を拡大し，一時保護や親権者等の意に反しない入所措置の場合，更には子どもが自立している場合，親族等の第三者と同居している場合などにも発令できるように改正すべきこと及び裁判所による接近禁止命令の創設を提言した。

### (2) 面会通信制限に対する司法関与

面会通信制限は，接近禁止命令の前段階として設けられており，罰則規定もない。仮に，その位置付けを変えないのであれば，面会通信制限の段階で司法関与を導入する必要があるかどうか疑問なしとしない。面会通信制限が守られない場合，罰則付きの接近禁止命令に移行する構成を採るのであれば（ただし，現時点では対象範囲が異なるため，例えば一時保護時に面会通信制限をして守られなかったとしても，接近禁止命令に移行することはできない。したがって，全てのケースに移行を可能とするのであれば，対象範囲の調整が必要となる。），接近禁止命令の段階で司法関与を導入すれば足りるのではないかと思われる。

また，面会通信制限に司法審査を導入すると，それだけ手続が煩雑になり，児童保護の見地から適時に面会通信を制限することができなくなるおそれがある。後記のとおり，児童虐待事案において，いかなる場合にどの程度の面会通信を認め，あるいは禁止すべきかについては，いまだ十分な調査及び研究がなされているとは思われず，司法審査を導入した場合の要件についても，更なる検討が必要である。

よって，面会通信制限に司法審査を導入することについては，なお慎重な議論が必要であると考えられる。

### (3) 接近禁止命令に対する司法関与

既に述べたとおり，当連合会は接近禁止命令の対象範囲を拡大し，司法審査を導入するよう求めた経緯があり，今回の検討会の方向性については支持できる。

しかしながら，現時点では「整理」の想定する制度がいかなるものか明らかでなく，「整理」の構想に対して意見を述べられる段階にはない。

また，「整理」は，接近禁止命令に対して司法関与を強化することにつ

いて、手続の適正性を一層確保するためであるとしている。しかし、現在においても、接近禁止命令に関しては行政手続法に即した告知・聴聞手続が予定されており、これらの手続では十分でないのかについても、そもそも十分議論されていない。

さらに、接近禁止命令に司法審査を導入する場合、誰が申し立てるのか、名宛人は親権者に限るのか、それとも児童福祉法6条の保護者<sup>7</sup>とするのか、保護者とする場合、親権の有無で取扱いを異にするのか、接近禁止命令の前提として親権を停止するものとするべきか、要件はどのように定めるのか（特に、親権停止審判の要件との軽重をどのように考えるか。）、禁止の期間はどの程度とするのかといった事項を十分に検討する必要がある。

#### (4) 接近禁止命令の対象範囲の拡大

児童虐待防止法12条の4は、児童福祉法28条に基づき施設入所措置が採られた場合に限り、接近禁止命令ができるとしており、接近禁止命令の対象範囲を一時保護やいわゆる同意入所の場合に拡大することについては賛成である。

#### (5) 児童虐待と面会交流に関する調査及び研究

面会交流の利益は、たとえ離婚等で親権を失った親にも認められるもので、いわば最後の絆とも言える。この観点からは、面会交流を断つことは親子の重大な利益を侵害するものであり、親権を停止させたり喪失させたりすることよりも高いハードルが求められるようにも思われる。

一方、児童虐待においては、特に虐待の事実が必ずしも明らかでない初期に、虐待が疑われる保護者との面会交流を断つ必要性が大きい。実際にも、一時保護をしたばかりで、まだ虐待の事実が十分に把握できないうちに、児童相談所が保護者からの面会要求に耐えかねて児童を面会させたところ、児童は一時保護されても親から逃げられないことに絶望し、その後、一切口をつぐんでしまうというケースが見られる。特に性的虐待は相当の時間が経過した後に子どもから開示されることもあり、安易に保護者との面会を認めると、子どもの安全を著しく損なうことがある。この観点からは、面会通信の制限は、親権制限よりも機動的に実施されなければならないように思われる。

このように、児童虐待が疑われるケースにおいて、どのような場合にどの程度の面会交流を認めるべきかという点については、いまだ十分な調査

---

<sup>7</sup> 児童福祉法6条は、保護者を「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者」としている。

及び研究がなく、議論もほとんどなされてこなかった。

したがって、まず児童虐待事案における面会交流の在り方について、海外の制度や事例も含めて、十分な調査及び研究を先行させるべきである。

## 第5 おわりに

検討会内でも複数の構成員から指摘されていたとおり、司法関与を導入することによって何を解決しようとしているのかについて、検討会での議論の収斂を見ているわけではない。言うまでもなく司法は行政から独立しており、かつ証拠に基づいて中立公正に審査をする機関であることや、司法関与は本来的に行政権に対し抑制的に働くものであることに改めて留意する必要がある。

平成26年度に明らかになった虐待死は、44名に上る（心中によるものを除く。）<sup>8</sup>。平成27年度の全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談対応件数は、ついに10万件を超え<sup>9</sup>、いまだに歯止めがかかっていない。このような状況下で、児童相談所の児童保護の業務に支障が生じることのないよう、十分な体制整備が講じられなければならない。これは子どもの命の保護にとって必須であって、そのことはいくら強調してもし過ぎることではない。

厚生労働省は、検討会の「整理」を踏まえ、少なくとも一部は平成29年通常国会に法案を上程する方針と聞く。上記のとおり、「整理」は、一部の論点において、制度の大枠ないし方向性を示しているにとどまる。司法関与を導入して裁判規範となるべき規定を設けるのであれば、具体的な要件や手続を示した上で、当連合会はもちろん、裁判実務に関わる児童相談所などの意見も幅広く聴く機会を設けるべきである。

以上

---

<sup>8</sup> 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第12次報告）より

<sup>9</sup> 厚生労働省「平成27年度福祉行政報告例の概況」より